

沖縄周辺海域における外国漁船の集中取締りの実施について

水産庁は、沖縄周辺海域におけるまぐろの盛漁期（平成 27 年 4 月から 7 月末まで）の間、沖縄等の我が国漁業者が外国漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、昨年度に続き、漁業取締船と取締航空機を日台民間漁業取決め適用水域周辺海域や八重山周辺海域に重点的に配備し、監視・取締りを強化します。

1. 集中取締りの背景

沖縄周辺海域での日本と台湾の漁業関係においては、平成 25 年 4 月に「日台民間漁業取決め」が署名され、平成 26 年 1 月には「日台民間漁業取決め適用水域における操業ルール」が合意され、遵守すべき操業ルールが作られました。また、本年 3 月に開催された日台漁業委員会において操業ルールの見直しが行われ、本年度の漁期からは新たな操業ルールが適用されます。このため、水産庁は、漁業取締船と取締航空機を日台民間漁業取決め適用水域周辺海域や八重山周辺海域に重点的に配備し、監視・取締りを強化します。

2. 実施時期

平成 27 年 4 月から 7 月末まで

3. 実施機関

水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部
(所在地：沖縄県 那覇市 おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館))

4. 取締体制

- ・通常期における漁業取締船に加え、水産庁本庁から漁業取締船を派遣
- ・取締航空機による監視
- ・水産庁からの漁業監督指導官等を派遣

【参考】

水産庁及び沖縄総合事務局による沖縄周辺海域における外国漁船等の拿捕件数

年	H22	H23	H24	H25	H26
件数	2	1	3	4	3

(1 / 2)

お問い合わせ先

資源管理部管理課

担当者：指導監督室 竹川、根本、今泉

代表：03-3502-8111（内線 6670）

ダイヤルイン：03-3502-3805

FAX：03-3502-0167

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>